

## 第 2 回消費生活審議会における御意見への対応について

## 1 啓発、広報関係

御意見	対応								
Twitter のフォロワーを増やすため、高校などでの出前講座の際に Twitter を登録してもらうなどしてはどうか。 (松橋委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月に、TwitterへすぐにアクセスできるQRコードを掲載したチラシを作成し、8校計665人に対して出前講座の際に登録依頼。その結果フォロワー数が286人(R4.12.9)から349人(R5.3.17)と63名増加。</li> <li>・学校の場合、講座中の携帯使用ができないこともあるため、今後は、大人向けの講座や会議(R4実績:47回、2,385人)や県ホームページでの広報などを活用して登録を促していく。</li> </ul>								
LINE 広告を活用した広報をしてはどうか。 (稲垣委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINE 広告をはじめ、様々な広報媒体の利用者層などを考慮し、令和5年度早々から最大限広報を実施する。</li> </ul>								
ホームページの表記を親しみやすく、やわらかいものにしてはどうか。 (鷲田委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県のホームページも参考にした上で、1月に、トップページに消費者庁のキャラクター画像やイラスト付きバナーを挿入し、親しみやすい内容に変更。今後も親しみやすい内容としていく。</li> </ul>								
SNS のリアクション数などを数値目標に取り込んではどうか。 (稲垣委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標に SNS の投稿表示回数を加え、R4 年度実績の2倍を目標とし、目標達成を図っていく。</li> </ul> <p>&lt;R4 実績&gt; (R5.3.17 現在)</p> <table> <tr> <td>投稿回数</td> <td>: 154 回</td> </tr> <tr> <td>投稿表示回数</td> <td>: 139,842 回</td> </tr> <tr> <td>いいね</td> <td>: 412 回</td> </tr> <tr> <td>リツイート</td> <td>: 201 回</td> </tr> </table>	投稿回数	: 154 回	投稿表示回数	: 139,842 回	いいね	: 412 回	リツイート	: 201 回
投稿回数	: 154 回								
投稿表示回数	: 139,842 回								
いいね	: 412 回								
リツイート	: 201 回								

## 2 消費者教育関係

御意見	対応
金融教育の重要性に鑑み、金融教育研究校を増やすことはできないか。 (荒木委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度対象校の募集開始(R5.10月)に向けて、現在の2校から増加するよう日本銀行水戸事務所及び教育庁と協議していく。</li> </ul>

御意見	対応
卒業後就職する人が多い学校での消費者教育（出前講座）を充実してはどうか。（荒木委員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職する生徒が多い高等学校 30 校や専門学校 59 校計 89 校のうち、11 校（R4 12.4%）が出前講座を活用。</li> <li>・令和 7 年度までにすべての学校が出前講座を実施できるよう令和 5 年度は 37 校での実施を図っていく。</li> </ul>
教育庁と連携を強化するとともに、教員向けの教材作成や教材の周知を進めてほしい。（扇澤委員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、消費者庁作成教材「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施割合が 98%（私立高校 3 校未実施）と全国平均の 91%を上回っている状況。</li> <li>・今後は、各学校で実施している消費者教育の現状確認を行い、各学校で取り組みに差が出ないように、教育庁に働きかけていく。</li> </ul>

### 3 その他

御意見	対応
インターネット販売が普及する中、店舗を持たずに事業を展開する事業者への立入検査はどのように考えるか。（矢口委員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法及び特定商取引法について、インターネットにより複数の都道府県にまたがって違反行為が行われている場合は、基本的には消費者庁で対応。</li> <li>・インターネット販売で購入した物で表示に違反がある場合、消費者は消費者庁へ「申出制度」を活用して情報提供を実施。</li> </ul>
県庁内の関係部局を巻き込んで消費者志向経営を推進してほしい。（鶴長委員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月に、庁内関係課に消費者志向経営の推進について協力を要請。その際、事業者団体（275 事業者）や商工会議所青年部（50 事業者）の紹介を受け、1/30、2/8 に説明を実施。</li> <li>その結果、1月31日に日立市の法人が消費者志向自主宣言を実施。（R5.3.17 現在、2 事業者が自主宣言実施）</li> <li>・今後も、令和 7 年度に 100 事業者（全国の自主宣言事業者の 1 割程度）を目標に関係部局と連携しながら事業者への働きかけを進めていく。</li> </ul>